石川県	金沢市	同右	
愛知県	名古屋市 豊明市	平成二十九年三月三十一日	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
兵庫県	姫路市 尼崎市	平成三十年三月三十一日	同右
高知県	高知市	同右	同右
佐賀県	鳥栖市	同右	同右

○総務省告示第七十五号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、自転車競走を行うことができる市を次のとおり指定する。

右の指定は、平成二十八年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十八年三月二十二日

総務大臣　山本　早苗

都道府県名	市名	自転車競走を行うことができる期限	条件
東京都	八王子市 武蔵野市 青梅市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市	平成二十九年三月三十一日	自転車競走の実施については、一部事務組合で施行すること。

○総務省告示第七十六号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、モーターボート競走を行うことができる市町を次のとおり指定する。

右の指定は、平成二十八年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十八年三月二十二日

総務大臣　山本　早苗

都道府県名	市町名	モーターボート競走を行うことができる期限	条件
埼玉県	さいたま市 飯能市 加須市 本庄市	平成三十年三月三十一日	モーターボート競走の実施については、一部事務組合で施行すること。

	東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 入間市 朝霞市		
東京都	八王子市 武蔵野市 昭島市 調布市 町田市 小金井市	同右	
	小平市 日野市 東村山市 国分寺市	平成二十九年三月三十一日	同右
	多摩市 稲城市 あきる野市	平成三十年三月三十一日	同右
岡山県	総社市 浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町	同右	同右
徳島県	板野郡松茂町 同郡北島町 同郡板野町	同右	同右
福岡県	行橋市 中間市	同右	同右